

# 平成26年度金融庁調達改善計画（要約版）

## 1. 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。こうした調達改善の取組は、金融庁において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、次のとおり、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組み、調達改善を推進することとする。

## 2. 調達の現状分析

金融庁の予算の構成は、約3割の物件費のうち約半分が行政情報化経費。このため、本経費について重点的に取り組む。

## 3. 重点的に取り組む分野

取組内容	目 標
・政府調達に該当する調達案件について、情報システム調達会議において審議	・適切な仕様の確定 ・計画的、効率的な調達の実施
・全ての情報システムを調達する際に作成する仕様書について、情報システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものとなっているか等の観点から、外部有識者（CIO補佐官）が審査	・適切な仕様の確定
・各システムのこれまでの検討内容・結果について、他のシステム担当者においても共有	・システム調達改善に関する知見の共有

## 4. 継続的な取組等

昨年度まで調達改善の取組等にて実施し、適正な調達に資する継続的な取組については、今年度も同様に実施する（①随意契約の見直し、②一者応札の改善、③汎用的な物品・役務の共同調達の拡大等）。

## 5. 調達の推進体制

金融庁行政事業レビュー推進チームが、外部有識者の意見等を活用しつつ、調達改善を推進。

## 6. その他

調達改善計画に関する取組状況等については、金融庁ウェブサイトにて公表。